

平成30年4月25日

一般社団法人 全麺協  
正会員団体代表者 各位

一般社団法人 全麺協  
理事長 中 谷 信一

### 全麺協直轄事業支援員としての指定登録公募について

全麺協は、平成26年5月1日一般社団法人全麺協と法人として設立したために社会的認知度も高まり、最近は全麺協本部に東京都内にそば教室の開設、企業や学校・学園でのそば会の開催、料理教室などでのそばに関する講演会の講師依頼等の案件が増えてまいりました。さらに2020東京オリンピック・パラリンピック(以下「東京おり・パラ」という)開催に合わせて「麺ロード」の開設もとりざさされており日本の伝統食文化そばに関する文化交流活動に迅速に対応しなければならない状況になってまいりました。

しかしながら、全麺協本部には事務処理要員は配置されておりますが、それらの事業を実際に担当できる実働要員は確保されておりません。既に平成27年3月10日付で「直轄事業支援員編成及び運用要項」(以下「支援員要項」という)を制定し、一部はこれにより運用してきたところでしたが、現在この直轄事業支援員として登録を申し出た人は若干名であり満足いける状態ではありませんでした。

前記したとおり、2年後に東京オリ・パラが開催されこれを見据えて麺ロードが円滑な運営ができるように今から本番に備えて要員を選定して会場設営やそば打ち技術・茹で方・盛付・配膳等おもてなしの訓練をして準備しておく必要がありますし、また前記した通り、最近全麺協本部へのそばに関する各種要望に的確・迅速に対応するためには、直轄事業支援員制度を確立し支援員としての適任者を相当数登録指定しておくことが喫急の課題であります。このため、全麺協の直轄事業支援員として協力できる人を広く公募することといたします。

支援員は、原則としてボランティアとして活動いただくことになりますが、まさにそば道の精神を実践する活動となると考えています。さらに、登録したからといって、活動を強要することはありません本人の参加意思を尊重しますので、この点も周知をお願いいたします。

会員団体代表者各位におかれましては、所属の全麺協個人会員に、この趣旨をお伝えいただき、一人でも多くの会員が申込みされるようご支援をお願いします。

#### 記

##### 1. 直轄事業支援員申込書の提出

・直轄事業支援員指定を希望する者は、支援員要項の(様式1)「直轄事業支援員申込書」を記載して全麺協事務局に直接FAX又は郵送により提出して下さい  
(申込書(様式1)は全麺協ホームページからダウンロードして下さい。)

##### 2. 直轄事業支援員指定書の交付

前項により送付を受理した全麺協は、当該提出者の年齢、住居、活動状況、認定段位等を確認し、適任と認める者に対して支援員要項(様式2)「直轄事業支援員指定書」を交付し指定する。

##### 3. 留意事項

・直轄事業支援員指定を申込は、全麺協個人会員として納入基準額2,000円を納入している者とする。

・支援員として指定された後の事業実施の連絡やその受諾連絡等は、当面「メーリングリスト」を利用して一斉に実施することを予定しているので、パソコン又はスマートのメールアドレスを保有している人が望ましい。ただし、所属団体又は友人等を通じてその連絡が受け取れる人であればそれでも結構です。

・前記のとおりメーリングリストを利用を予定しておりますので、申込書にはパソコンのメールアドレスとスマートホーンのアドレスを記載する欄を設けましたので、両方に正確に記載するようお願いします。

・直轄事業支援員として指定されたときは、自己の所属する正会員団体代表者には本人から指定されたことを報告しておいて下さい。

・直轄事業支援員として業務遂行に参画した時は、当然ZENライセンス運用規定による単位取得得点は当該事業による点数を付与します。

平成27年本制度制定当時の規定では、所属団体の代表者からの推薦を必要としておりましたが、今回はこれを改正して本人が支援員として指定を希望すれば直接申込みができるることといたしましたので誤りのないように願います。

・支援員指定を多数の人が希望した場合は、全麺協本部において事務処理上等の観点から選考させていただくこともありますのでご了解下さい

一般社団法人 全麺協  
直轄事業支援員編成及び運用要項

(目的)

第1条 この要項は、一般社団法人全麺協本部(以下「全麺協」という)が、直接主催者となって行う「そば教室」、「そば会」「そば講演会」および「そば店出店」等を行う直轄事業(以下「直轄事業」という)の円滑な運用を図るため、その事業に対して自主的に参加して協力支援することを希望する者を募り、あらかじめ全麺協において直轄事業支援員(以下「支援員」という)として指定することとし、その指定並びに編成および運用に関して定めることを目的とする。

(直轄事業支援員の指定)

第2条 全麺協理事長は、全麺協素人そば打ち段位認定制度(以下「段位認定制度」という)により段位に認定され、かつ、全麺協正会員団体に所属し全麺協に個人納入基準額を納入している者および正会員団体に所属していないが特別個人会員として全麺協に当該会費を納入している者の中から、直轄事業の業務遂行に自主的に協力支援することを希望する者の中から、適任と認める者を支援員として指定する。

- (2) 支援員を務めることを希望する者は「直轄事業支援員申込書」(様式1)に、全麺協本部事務局(以下「本部」という)に提出する。
- (3) 前項により申込書を受理した本部は活動状況、住居、職業、年齢等を総合的に勘案して、支援員として適任であると認められる者を、全麺協理事長に推薦するものとする。
- (4) 全麺協理事長は直轄事業業務支援員として指定した者に対して、「全麺協直轄事業支援員指定書」(様式2)を交付するものとし、その任期は3年とする。

(直轄事業支援員の運用)

第3条 本部は、前条により支援員として指定された者に対して、直轄事業ごとにその事業支援の可否を当該者本人に確認するものとする。

- (2) 本部は、前項により参加できると回答した支援員の内、事業内容、実施場所、実施日時、支援員の住所等を総合的に勘案して参加を要請するものとする。

(直轄事業支援員の任務)

第4条 支援員は、本部が定めた当該事業実施計画に基づき、次の各号に掲げる作業等について遂行および支援するものとする。

1. 直轄事業で提供するそば打ちなどの調理作業
2. 直轄事業の会場設営および運営、道具の搬入などの準備・撤収作業
3. 直轄事業におけるそばに関する知識およびそば打ち技術の指導
4. その他直轄事業実施にあたって必要とされる業務

## (直轄事業支援員の運用経費)

第5条 前2条により直轄事業に参加した支援員に支払う経費は、原則として無償とする。但し、事業内容、規模等によって収益があった場合には、交通費、宿泊費、日当等を支給することができるものとする。

## (傷害保険の加入および支払い)

第6条 事業部長は直轄事業の実施に際し、必要に応じて支援員を対象とした傷害保険に入るるものとする。

(2) 直轄事業の実施にあたって、事故などの発生で傷害保険によって保険金の支払いがあった場合は、傷害を被った支援員に該当する金額を支払うこととする。

## (単位取得制度の運用)

第7条 直轄事業に参加した場合は、ZEN 麺ライセンス規約に定める単位取得点は加点を加味する措置をとることができるものとする。

加点措置は事業内容、事業規模、作業の難易性を見て本部が定めるものとする。

## (所属団体・支部への通知)

第8条 本部は、支援員の指定手続、直轄事業への参加要請等に関して当該支部長および支援員の所属する全麺協正会員団体の代表者と連携を密にとるものとする。

## (直轄事業支援員名簿の作成)

第9条 全麺協事務局は、第2条により支援員を指定したときは、その名簿を作成し保管するものとする。

## (条項の追加)

第10条 直轄事業の実施にあたり、本要綱に追加条項が必要になった場合は、理事長の決定を得て追加することができるものとする。

ただし、条項を追加した場合はすみやかに理事会に報告するとともに、全麺協ホームページに掲載して周知を図るものとする。

## 付則

1 この要項は、平成27年3月10日から施行する。

1 この要綱は、平成29年3月16日から施行する。

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

## 様式 1

## 全麺協直轄事業支援員申込書

氏名 ふりがな		生年月日 ( 年 齢 )	年 月 日 ( 年 歳 )	男 女
登録番号		認定段位		
住 所	〒	都道 府県		
電 話		携帯電話		
FAX		E-mail		
		スマートフォン アドレス		
所属団体				
最寄駅				
平素の 交通手段				
連絡事項				
連絡先	〒101-0051 東京都千代田区神田神保町2・4 麺業会館 4F 一般社団法人 全麺協 本部事務局 電話：03-3512-7112 FAX：03-3512-7113 メール：zenmen.honbu@gmail.ne.jp			